

決議 X. 26

湿地と鉱業

1. 湿地の生態学的特徴に対する経済発展の負の影響を回避、最小化及び緩和するために、ラムサールリストに掲載されているものも含めて、全ての湿地の賢明な利用のための政策実行における需要及び持続可能な発展のための目標という文脈における需要を**意識し**、
2. 特に石油及びガス、貴重鉱物及び基礎鉱物、石炭、砂及び砂利、鉱業鉱物ならびに泥炭のような再生不可能な資源、そして塩及びソーダ灰のような再生可能な資源を含む、資源の世界的需要が増加していることを**認識し**、このような資源の、技巧的事業、小規模事業及び大規模事業によるものを含む、探索及び採取に係る産業活動が結果的に増加していることを**留意し**、
3. 鉱業に関する活動が、適切に管理及び規制されていない場合、ラムサール条約湿地を含む湿地の生態学的特徴に対して、直接的及び間接的に悪影響を及ぼす可能性を**意識し**、水供給及び貯水を含む主要な生態系サービスの供給源としての湿地の役割だけでなく、このような影響が河川域内で上流・下流の両方に転移する可能性を考慮すると、湿地が鉱業からの影響に対して特定の脆弱性を持つということを**認識し**、
4. 泥炭地は気候変動に起因する重大で不可逆的なダメージを被る可能性があるとして述べた決議 VIII. 3 (2002 年)、ならびに泥炭地の広範囲に及ぶ喪失及び損傷が世界各地で引き続き起こっていることに重ねて言及した決議 VIII. 17 を**想起し**、
5. 締約国に対して「ラムサール条約湿地登録湿地リストに掲げられた湿地の生態学的特徴を変化させうる、あるいは領域内の他の湿地に悪影響を及ぼすおそれのある、事業、計画、プログラム、政策のすべてが、厳格な影響評価の手続きを必ず経るようにし、またそのような手続きが政策的、法的、制度的、組織的措置の下で正式なものとなるように、一層の努力を行うこと」を求めた決議 VII. 16 (1999 年) 「ラムサール条約と影響評価：戦略・環境・社会的影響評価」を**想起し**、
6. 鉱業部門における企業の社会的責任及び管理を改善するための、近年の世界的イニシアティブ及び地域的イニシアティブが、国連環境計画 (UNEP) と IUCN によるものを含め、鉱業の発展による経済的利益をあげながら、湿地の保全及び賢明な利用を強化する機会を提供していることを**同様に意識し**、
7. 決議 X. 17 「環境影響評価及び戦略的環境影響評価：科学技術的手引きの改訂版」に従って、湿地の賢明な利用を反映した意思決定を援助する際の、「戦略的環境影響評価 (SEA)」アプローチの意義を**認識し**、SEA アプローチが、湿地インベントリー及びベースライン情報の収集における計画及び優先順位の設定において、極めて有効であり得ることに**留意し**、
8. 鉱業に関する意思決定及び認可手続きを援助する際に、適切な湿地インベントリー及び湿地のベースライン情報が重要であることを**同じく認識し**、提案された探索及び採取活動を、そうした活動により影響を受ける可能性がある地域における湿地インベントリー及びベースライン情報の収集に十分な時間を確保するため、早期に通知することの重要性を**強調し**、
9. 民間部門の組織が、自分達がいかに湿地を含む生態系に依存し影響力を持つかを自覚しているとは限らないこと、及び民間部門事業の計画と執行において、生態系に関連するリスクと機会が常に認識されているとは限らないことを**憂慮し**、企業がこのような問題へ取り

組む際に使用するための「生態系サービス評価 (ESR)」の枠組みを作成した「世界資源研究所 (WRI)」、「持続可能な開発のための世界経済人会議 (WBCDS)」、及びメディアン・インスティテュートの働きを**意識し**、

10. 「湿地管理への地域社会及び先住民の参加を確立し強化するためのガイドライン」と題する決議 VII. 8 (1999)、及び決議 VIII. 36 (2002)「湿地の管理及び賢明な利用のための手段としての参加型環境管理 (PEM)」を**想起し**、
11. 意思決定において、湿地が提供する生態系サービス全体を査定することの重要性を**重ねて認識し**、湿地生態系サービスの査定についての手引きが『ラムサール技術報告書』第3号 (2006) で提示されていること、この手引きがラムサール条約、国際的な合意に基づく開発目標、及びその他の関連する国際的義務と一貫し調和するような方法で使用されるべきであることを**想起し**、
12. STRP を通して準備され、第10回締約国会議文書 24 (COP10 DOC. 24) に記載されているように、2007年11月にカメルーンのヤオウンデで開催されたラムサール条約締約国アフリカ地域会議で検討された報告書「鉱業部門の経済的動向と湿地の保全と賢明な利用への示唆」に謝意をもって**留意し**、
13. ガボン共和国の、湿地内もしくは湿地近辺における鉱業に関する地域会議開催の申し入れを、謝意をもって**同じく留意し**、

締約国会議は、

14. 締約国に対して、特に鉱業に關係する「戦略的環境影響評価 (SEA)」の重要性を強調し、鉱業の湿地に対する直接的かつ間接的な影響に取り組むために、COP10 決議 X. 17「環境影響評価及び戦略的環境影響評価：科学技術的手引きの改訂版」で採択された SEA の手引きを、必要に応じて承認し、伝統的な集団知識を考慮したうえで、活用するよう**強く要請する**。
15. 締約国に対して、同決議によって採択された「環境影響評価 (EIA)」についての手引きを、鉱業の産業活動の探査、開発、執行、撤退及び撤退後の各段階における湿地に対する直接的かつ間接的な影響に対して、適切に対処することを保証するために、EIA の手引きを必要に応じて承認しながら、同じく活用するよう**奨励し**、締約国に対して、EIA の手引きやその他の必要な評価基準を使用する際、鉱業に關係する活動における全過程の湿地に対する影響に、適切に対処することを保証するよう**重ねて奨励する**。
16. 締約国に対して、撤退後段階の鉱業活動による潜在的費用に対する特別の注意の下で、生態系サービス全体が鉱業活動における關係する全ての段階に關係する費用便益分析において検討されることを保証するために、締約国が開発済みのものも含めた適切な手法を用いて、ラムサール条約、国際的な合意に基づく開発目標、及びその他の関連する国際的義務と一貫し調和するような方法で、環境影響評価の初期段階での査定を検討するよう**奨励する**。
17. 締約国に対して、鉱業に關係する SEA と EIA の研究において、潜在的な河川流域における上流・下流間の影響を全て生態系アプローチ (特に生物多様性条約に掲載されているものを含む) によって検討することを保証し、その際に決議 X. 19「湿地と河川流域管理：統合的な科学技術的手引き」で採択されているように、「河川流域管理」の手引きを使用するよう**奨励する**。

18. 締約国に対して、鉱業に関係する全ての市民部門・民間部門の団体が、湿地の賢明な利用と湿地の生態学的特徴の維持に関するラムサール条約の下での義務を自覚することを保証するため、適切な CEPA 活動に着手するよう**同じく奨励する**。
19. 締約国に対して、湿地生態系とその生態系サービスへの影響が可能な限り回避、改善、もしくは緩和されること、及び全ての回避不可能な影響は、相応する国の法令に従って十分に補われていることを保証するため、必要な場合、鉱業活動に関する規制・許可手続きを見直し、改定することを**強く要請する**。特に許認可条件の遵守の励行に関して、効果的な環境影響評価、許可、及び鉱業の監視を援助するため、そして特に、1999 年の決議 VII.7 「湿地の保全と賢明な利用を促進するための法制度の見直しに関するガイドライン」及び決議 VII.8 「湿地の管理への地域社会及び先住民の参加を確立し強化するためのガイドライン」で採択された手引きを必要に応じて利用しながら、地域住民と先住民が政策決定に参加する機会を適切に持つことを保証するために、このような手続きには湿地インベントリーと基本的情報の収集にかかる十分な時間を取る必要がある。
20. 締約国に対して、SEA または EIA により湿地の生態系サービスの物質的または不可逆的な喪失が予測された場合に予防的アプローチを考慮するために、または、国の法令と 1999 年の決議 VII.24 「失われた湿地生息地等の機能の補償」及び 2002 年の決議 VIII.20 「条約第 2 条 5 項に基づく『緊急な国家的利益』の解釈及び条約第 4 条 2 項に基づく代償措置検討のための一般的手引き」に従った補償を必要に応じて検討するために、鉱業活動が直接的または間接的にラムサール条約湿地に影響を与える可能性のある場合に、必要に応じて、決議 X.16 で採択され第 10 回締約国会議 (COP10) 文書 27 に含まれる手引きを利用するよう、**強く要請する**。
21. 締約国会議に対して、手付かずの泥炭地における鉱業の環境影響を最小限にとどめるために、温室効果ガスの排出量削減及び生態系サービスの維持における水供給を含む泥炭地保全の役割を認識したうえで、泥炭地における鉱業の環境影響を検討する際に、特にすでに枯渇した泥炭地での鉱業活動の運営を含めて、適切な代償措置の行動を取るよう、**強く要請する**。
22. 締約国に対して、既存または新規の鉱業開発事業が、事業による影響をできる限り回避、修復、または緩和する必要性に対処するよう保証すること、及び対応する全ての国の法令に従い、ラムサール条約、国際的な合意に基づく開発目標、及びその他の関連する国際的義務と一貫し調和するような方法で、湿地の生物多様性と生態系サービスに関わるこのような事業の直接的または間接的な影響により失われた生活を保障することを**強く要請する**。
23. 締約国に対して、特に新規鉱業プロジェクトの探索と開発の中心となる可能性のある地域において、SEA 及び EIA の作業を援助するため、目的の達成のために必要な十分な資金提供とその他の援助を探し出すため、及び新規に行われる可能性のある鉱業プロジェクト、中でも特にラムサール条約湿地に影響を与え得るものについて、確実に早期の通知を行う方法を模索するために、全国湿地目録を完成させ、基本的情報を収集するよう**重ねて強く要請する**。
24. 締約国に対して、各国の領土内にある全てのラムサール条約登録湿地の境界線が、正確に線引きされ地図として表され、必要ならば国の法律により保護されるよう保証すること、また全ての関連する規制機関と省庁、既存または新規鉱業開発事業に関心のある民間部門の団体、市民社会及びステークホルダーに対して、これらの境界線情報をデジタル形式でラムサール条約事務局とラムサール条約湿地情報サービスに提供することを通した場合も含め、この情報が無償で提供され簡単にアクセスできるようにすることを**重ねて強く要請する**。

25. 締約国に対して、生物多様性への鉱業の直接的かつ間接的な影響を回避、修復、または緩和する行動と、湿地に関係する先住民族やその他の地域住民に対して格別に配慮しながら、鉱業に関係する企業の社会的責任プログラムを設けつつあるいは強化するために、民間部門の国際レベル、国内レベル及び地域レベルでの関連する利害に着目すること、また、十分な時間の余裕を持って、対応する国の法律に従いつつ、住民が生活のうえで依存している湿地生態系における鉱業活動に関して協議しながら、先住民とその他の地域住民の参加を保証することを奨励する。
26. 締約国に対して、適切に計画された採鉱・採掘活動及び適切に開発された湿地再生プログラムを通して、鉱業活動の撤退後段階において新しい湿地の創造もしくは既存の湿地の改善を検討することを奨励する。
27. 締約国に対して、特に関連する民間部門機関において、湿地に対して鉱業が持つ課題と潜在的な影響に対処するために必要な能力と専門知識を明確化すること、そして SEA、EIA、鉱業活動の規制監督を強化するために、必要な場合は適当な公共部門、民間部門及び NGO 部門の連合や団体とのパートナーシップを通して、適切な研修と能力育成プログラムを実施することを奨励する。
28. 各「ラムサール条約担当政府機関」と各担当窓口に対して、多くの「地球環境ファシリテーター (GEF)」事業が工業活動に関連する課題に取り組んでいることに配慮しながら、GEF の担当窓口との日常的な協力関係を構築または強化していくこと、そして生物多様性条約、「砂漠化対処条約」及び「国連気候変動枠組条約」に由来するプログラム、事業または指令と連動する可能性を考慮しながら、国家・地域レベルでの効率的かつ持続的な協同関係を構築することを重ねて奨励する。
29. UNEP や IUCN、その他の関連する組織と協力している STRP に対して、新技術または振興技術の導入及び保全という選択肢を取る可能性を考慮しながら、探査、開発、執行、撤退及び撤退後の各段階にある湿地における、鉱業の直接的かつ間接的な影響の、査定、回避、最小化及び緩和に向けた既存の技術的手引きを見直すこと、そしてこの見直しに基づいて、新しい技術的手引きの開発のために、もしあれば既存の技術的手引きの需要に対する適切性に関して、推薦を行うことを要請する。